

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月までの期間、59 年 2 月、同年 3 月、及び 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、周囲の勧めもあり、昭和 53 年 5 月頃に A 市役所において夫婦で国民年金の加入手続を行い、近所の B 集会所において申立期間①の国民年金保険料を納付した。申立期間②及び③の国民年金保険料については期限までに納付ができなかったため、後日、C 社会保険事務所（当時）から納付書が届き、D 信用金庫 E 支店で納付した。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月頃に A 市役所において夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、近所の B 集会所で納付し、申立期間②及び③の国民年金保険料については、期限までに納付ができなかったため、後日、C 社会保険事務所から納付書が届き、D 信用金庫 E 支店で納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 55 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間①について、申立人は「当時、自ら進んで国民年金に加入したので、保険料は遡って納付したと思う。」と申述している。

さらに、申立期間①、②及び③以外の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が、11 か月、2 か月及び6 か月と、それぞれ短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私は、年金裁定請求の時に国民年金保険料の未納期間があることを知った。国民年金の加入手続や保険料の納付は全て母が行ってくれた。「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」で、「申立期間の保険料の納付事実は確認できない。」旨の回答を得たが、私の国民年金手帳の昭和46年度の検認記録では、同年度の4月から6月までの間は検認印が押されている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和47年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度及び現年度納付により納付できた期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和46年度の記録欄には、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿は保険料が未納となっており、行政機関側の記録と齟齬が見られる。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納は無く、14か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったため国民年金保険料を納付していなかったが、平成5年3月末にA町へ転居したときに、A町役場へ行き国民年金の加入手続を行った際に、未納分の保険料を納付しないと手帳は渡せないと言われた。その後、町役場から納付書が届いたので、町役場内にあるB銀行（申立期間当時は、C銀行）A町役場出張所か近くの銀行で納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月末にA町へ転居したときに、町役場へ行き国民年金の加入手続を行い、その後に未納分の保険料を一括で納付したとして、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年12月頃に払い出されたと推認され、申立期間は過年度納付により保険料を納付できる期間である。

また、A町は申立期間当時、過年度に係る国民年金保険料の納付書を発行していたとしており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が、9か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年1月まで

会社退職後の昭和60年4月頃、私はA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、後日納付書が送られてきたので国民健康保険税や住民税と一緒に何期かに分けて国民年金保険料を銀行等で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和60年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日納付書が送られてきたので国民健康保険税や住民税と一緒に何期かに分けて国民年金保険料を銀行等で納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年同月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間である。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和60年4月6日に国民年金の被保険者となり、61年2月10日に被保険者でなくなった日の記載があることから、申立人が国民年金の加入手続及び資格喪失手続を当時の住所地のあるA市役所で行ったことがうかがえる上、申立人が10か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間①について、会社を退職後、昭和40年頃にA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続きを行い、保険料は信用金庫等で納付していた。

申立期間②について、昭和46年9月に結婚後、夫婦の分の国民年金保険料を私が信用金庫等で納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は会社を退職後、昭和40年頃にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は信用金庫等で納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、41年1月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、当該期間は保険料納付が可能な期間である上、21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和46年9月に結婚後は、申立人が夫婦の分の国民年金保険料を信用金庫等で納付していたとしているところ、申立人が一緒に保険料を納付したとするその妻は当該期間の保険料を納付している上、申立人が6か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納期間が無く、国民年金保険料を

前納するなど保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から62年3月まで

20歳になった昭和59年*月頃に、私の母がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い保険料は各年度前納で納付してくれた。結婚後は、私の夫が公認会計士なので年金制度を熟知しており、保険料の納付を怠ったことはない。申立期間の保険料が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった昭和59年*月頃に、その母がA町役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、婚姻(61年12月*日)後の62年1月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、61年4月から62年3月までの期間は保険料納付が可能な期間であることに加え、オンライン記録において同年2月に納付書が作成されていることが確認できることを踏まえると、申立人の夫が当該年度当初の61年4月から62年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、12か月と短期間である当該期間の保険料を現年度納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和59年2月から61年3月までの期間については、上記のとおり申立人の母が納付したと申し立てているが、申立

人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 62 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、59 年 2 月から同年 9 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年5月から47年10月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から47年10月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

私は、昭和47年の結婚前に国民年金の加入手続きを行い、窓口の担当者から遡って納めた方がいいと勧められて納付していたので、申立期間①の未納は納得できない。

また、結婚後の保険料は、元夫が夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について昭和47年の結婚前に国民年金の加入手続きを行い、窓口の担当者から遡って納めた方がいいと勧められて納付したとしているところ、申立人には、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されており、そのうち一つ目の記号番号(*)は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から47年3月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間である上、18か月と比較的短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②についてその元夫が夫婦二人分を一緒に納付していたとしているところ、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号(*)は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年5月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、その元夫は申立期間②の保険料を納付済みである上、24 か月と比較的短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び同年12月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成元年12月から2年3月まで

私は、20歳になったので、国民年金の手続のためにA市役所に行き加入手続を行った。郵送された納付書により保険料を納付していたので申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年にA市役所で国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書により国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年4月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が1か月及び4か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除いて保険料を全て納付しており、申立人の保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、当該期間のうち昭和40年4月は2万8,000円、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を、当該期間のうち平成3年10月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年4月まで
② 昭和42年10月から43年4月まで
③ 昭和63年10月から平成元年5月まで
④ 平成3年10月から4年9月まで
⑤ 平成10年8月から11年7月まで
⑥ 平成12年10月から13年7月まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までについて、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていると思うので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑥までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち昭和 40 年 4 月については、給与明細書は無いものの、当該期間前後に係る申立人提出の給与明細書により、2 万 8,000 円に相当する報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる。

また、申立期間④のうち平成 3 年 10 月については、給与明細書により、申立人が、オンライン記録の標準報酬月額(44 万円)を超える標準報酬月額(47 万円)に相当する報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち昭和 40 年 4 月は 2 万 8,000 円、申立期間④のうち平成 3 年 10 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付したか否かについては、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間、申立期間②、申立期間③、申立期間④のうち平成 3 年 11 月から 4 年 9 月までの期間、申立期間⑤及び申立期間⑥に係る標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和62年2月から同年9月まで及び63年1月から平成元年4月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の、申立期間②に係る標準報酬月額については、平成3年8月から4年6月までは41万円、4年7月から5年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から平成3年8月1日まで
② 平成3年8月1日から5年4月30日まで

私は、昭和59年の暮れから、株式会社Aに勤務し、平成3年8月からは責任者を任されるようになった。しかし、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、私が給与としてもらっていた金額とは、大分違っているように思う。一部の給与明細書は保管してあり提出するので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間①のうち、昭和 62 年 2 月、同年 6 月、同年 8 月、63 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 8 月、平成元年 2 月及び同年 4 月については申立人から提出された給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 62 年 3 月から同年 5 月まで、同年 7 月、同年 9 月、63 年 2 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 9 月から平成元年 1 月まで及び同年 3 月については、給与明細書は無いものの、上記給与明細書から、当該期間においても厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書より確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和 62 年 2 月から同年 9 月まで及び 63 年 1 月から平成元年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成 5 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、解散している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで及び平成元年 8 月から 3 年 7 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額と確認できる上、申立期間①のうち昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月及び平成元年 5 月から同年 7 月については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録においては、当初、平成 3 年

8月1日から4年7月1日までは41万円、4年7月1日から5年4月30日までは53万円（当時の上限額）と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月30日）の後の同年5月20日付けで、3年8月1日に遡って8万円に減額訂正されているとともに、申立人と同日付けで複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本から役員でないことが確認できる上、二人の元役員は、共に、「当時、会社の経営・資金繰りが苦しかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た平成3年8月から4年6月までは41万円、4年7月から5年3月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和34年7月1日、資格喪失日は35年7月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から35年8月30日まで

私は、高校を卒業する時、学校推薦でA株式会社に入社して、申立期間を米軍のBでCの仕事をしていたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたと主張しており、申立人から提出された旅行写真に写っている人物5人のうち4人の名前を挙げたことから、当該4人の記録を調査したところ、4人全員にA株式会社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、当該同僚のうち、連絡先が判明した元同僚二人に照会したところ、二人とも、「申立期間当時、申立人と一緒にBにあったA株式会社で働いた。この写真に写っている人物の名前は、申立人が挙げた名前どおりである。また、申立期間当時、申立人のほかに「D」はいなかった。」と回答していることから、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、生年月日、性別及び姓が申立人と同一であるが、名前が異なる未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和34年7月1日、資格喪失日が35年7月25日）が確認できる。

加えて、申立期間当時にA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録があり、連絡がとれる上記の2人を除く元同僚25人に照会したところ、18人から回答があり、そのうちの1人は、「申立人とはBにあったA株式会社で一緒に働いた。同社の従業員は全て社員扱いとなり社会保険に加入していたので、申立人も厚生年金保険に加入していたことは間違いが無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和34年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年7月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年7月1日までの期間及び35年7月25日から同年8月30日までの期間については、当時の事業主の親族は、「当時の事業主は死亡しており、A株式会社は平成23年3月*日に解散している。当時の資料は廃棄しており、申立内容を確認することはできない。」と回答している。

また、申立期間当時、一緒に勤務したとする元同僚3人に照会したところ、この3人は、「昔のことで、申立人がいつからいつまで勤務していたかの、期日の特定はできない。」と回答している。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年7月1日までの期間、及び35年7月25日から同年8月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月15日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年7月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月11日から同年7月15日まで
② 昭和52年7月15日から同年8月1日まで
③ 平成15年11月11日から同年12月1日まで

申立期間①については、B株式会社（後のC株式会社）に係る昭和52年7月分において、また申立期間②と③については、A株式会社に係る52年8月及び平成15年11月分において、私が保管しているそれぞれの給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、国の記録によれば、申立期間について被保険者記録が無いことに納得がいかないため、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が提出したA株式会社（以下「A」という。）における給与明細書（昭和52年8月分）により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は「Aに入社する前は、B株式会社（以下「B」という。）に勤務していたが、Bを退職したその月（昭和52年7月）には、Aに入社した。」と供述しているところ、雇用保険の記録により、申立

人のAに係る同資格取得日は、昭和52年7月15日であることが確認できることから、申立人は、同日にはAに勤務していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和52年8月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金、健康保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日（昭和52年8月1日）が一致しており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）がいずれも誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人が提出したBの給料支払明細書により、申立人は、Bに入社した昭和49年5月から退社した52年7月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人及び同僚（後に取締役就任）は、Bにおける給与の締め日は当月末であったと回答しているところ、申立人の昭和52年7月の給料支払明細書には、労働日数は7日と記載されており、基本給においては、日割り計算された当該7日分に該当する基本給（3万9,200円）が支給されていることが確認できる。

また、申立人は上述のとおり、Bを退職したその月に、Aに入社した。」と回答している上、雇用保険の記録により、申立人のBに係る資格喪失日は、昭和52年7月10日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、Bは平成2年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に他界していることが確認できることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態について、確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が提出したAの平成15年11月25日付け給与支払票及びAが提出した同日付け給与台帳により、同月に厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、Aの社会保険担当者は、「申立人は*歳の定年により退職している。当社の規定は、*歳定年を迎えた最初の給与締め日であ

る 10 日を退職日としている。よって、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、平成 15 年 11 月 11 日であり、それ以降、申立人を継続雇用していない。」と回答している。

また、A から提出のあった健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び D 組合並びに E 基金の回答により、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、前述の担当者は、「申立期間③当時、給与は 10 日締め当月 25 日払いであり、厚生年金保険料は当月に控除していた。申立人の資格喪失月に、誤って当該保険料を控除してしまった。」旨回答している。

- 4 なお、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

このことから、申立人の申立期間①の資格喪失日は、昭和 52 年 7 月 11 日、申立期間③に係る資格喪失日は、平成 15 年 11 月 11 日であることから、申立人の主張する昭和 52 年 7 月及び平成 15 年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が申立期間①及び③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの期間、53 年 7 月から 54 年 7 月までの期間、56 年 2 月から 63 年 1 月までの期間、平成 3 年 4 月から 5 年 2 月までの期間、6 年 4 月から 9 年 9 月までの期間、11 年 6 月から 13 年 4 月までの期間、及び 13 年 7 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 7 月まで
③ 昭和 56 年 2 月から 63 年 1 月まで
④ 平成 3 年 4 月から 5 年 2 月まで
⑤ 平成 6 年 4 月から 9 年 9 月まで
⑥ 平成 11 年 6 月から 13 年 4 月まで
⑦ 平成 13 年 7 月から 14 年 3 月まで

昭和 55 年 8 月頃、私が A 市への転入届及び婚姻届とともに、同市役所において国民年金の加入手続を行い、それ以降、きちんと国民年金保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和 55 年 8 月頃、申立人自身が A 市への転入届及び婚姻届とともに同市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、きちんと国民年金保険料を納付してきたとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 63 年 3 月頃に払い出されたと推認され、そ

の時点では、申立期間①、②及び申立期間③のうち56年2月から60年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③のうち昭和61年1月から63年1月までの期間の保険料は納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無いとしている上、申立人のA市役所の国民年金被保険者名簿の61年4月から63年1月までの期間の保険料の納付状況を記載する欄に「拒否」と記載されていることから、申立人はこの間の国民年金保険料の納付を拒む旨の意思表示を示したものと考えられる。

加えて、申立人は、所持する年金手帳における国民年金の「初めて上記被保険者となった日」に昭和52年7月21日と記載されていることをもって、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したとしているが、年金手帳における国民年金の「初めて上記被保険者となった日」に記載された年月日は、制度上、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず被保険者資格を取得した年月日が記載されるものであって、保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間④、⑤、⑥及び⑦までの期間について、申立人は、上記1と同様に、きちんと国民年金保険料を納付してきたとしているが、申立人は保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦について、同居の夫も未納であり、また申立期間④については、申立人とその夫との納付期間に相違があり、同一の納付行動であったとは考え難い。

さらに、申立期間⑥及び⑦については、平成11年6月以降であるところ、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間⑥及び⑦における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

加えて、申立期間④、⑤、⑥及び⑦までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から平成元年 8 月まで

昭和 54 年*月頃、A市役所から「国民年金が未加入であるので市役所まで来るように」という内容のハガキが届き、同市役所において国民年金の加入手続を行った。その場で担当者から「収入が少ない場合には保険料の免除申請ができる。」旨の説明を受け、その時点で保険料の全額免除申請を行った。それ以降、毎年、保険料の全額免除の申請を行った。

申立期間の保険料が全額免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年*月頃、A市役所から「国民年金が未加入であるので市役所まで来るように」という内容のハガキが届いたので、申立人自身が、同市役所において国民年金の加入手続を行い、その場で担当者から「収入が少ない場合には保険料の免除申請ができる。」旨の説明を受け、その時点で保険料の全額免除申請を行ったとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料免除申請等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 11 月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間について遡って保険料を免除申請することは制度上できない上、オンライン記録では、元年 9 月から 2 年 3 月までの期間について、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時期である元年 10 月 30 日に免除の申請を行った記録となっており、このことと申立期間の免除申請を混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者になった日」が「昭和 54 年*月*日」と記載されていることをもって、当該日から国民年金の保険料の免除申請を行ったとしているが、この「初めて上記被保険者となった日」は、免除申請の時期にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、保険料の免除申請の始期を示すものではない上、申立期間は 119 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で納付したが、日本年金機構から「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」が郵送され、「申立期間は保険料を納付していただいたが、昭和 55 年 5 月にお返ししています。」との回答であったが、3 か月分を一括で納付したのに 2 か月分だけ返した理由が分からないし、そのお金は受け取っていない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持し、国民年金被保険者資格の喪失届出を行ったことはなく、2 か月分の保険料の還付を受けていないと主張しているところ、申立人が所持している領収証書により、同年 2 月 22 日に申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿では、申立期間である昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料 6,600 円を過誤納として同年 5 月 1 日に還付していることが記録されており、これらの事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格の届出を行った記憶は無いとしているが、申立人が所持している年金手帳の被保険者の国民年金の記録によると、被保険者でなくなった日が昭和 55 年 2 月 20 日と記載されており、これはオンライン記録と一致していることから、同日に国民年金被保険者資格喪失の届けを行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者の資格喪失届出を提出した昭和

55年2月20日の3日後の同年同月22日に申立期間の国民年金保険料を納付していることから、同資格喪失届出は不自然であると主張しているが、保険料の納付書は年度当初に国民年金被保険者宅に郵送されていたと考えられ、この納付書により保険料を納付した可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 11 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 9 月頃、国民年金に切り替えないと医者にかかることができなくなるので、すぐに A 市役所で手続をし、その後は B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店及び E 銀行（現在は、F 銀行）G 支店において保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した昭和 62 年 9 月頃に国民年金に切り替えないと医者にかかることができなくなるので、すぐに A 市役所で手続をし、その後は金融機関で保険料を納付したとしている。これについて、国民年金制度の目的は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものであって、医療機関へ受診する際に必要なものは健康保険証であることから、申立人が 62 年 9 月頃に行ったとする手続は、国民健康保険の手続である可能性も否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 4 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人は昭和 60 年 3 月に A 市に転居後は住所の移動が無いことから、A 市で国民年金手帳記号番号が複数払い出されたと考え難く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月まで

申立期間について、私は 20 歳（昭和 63 年*月）の頃は学生であったため、国民年金の加入手続を行っていなかった。年月は不明だが、A 市役所から担当者が自宅に来て、未納となっている国民年金保険料を 2 年分遡って納付できることを説明され、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を何回かに分割して遡って納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、未納となっていた国民年金保険料を 2 年前に遡って納付できることを A 市役所の職員から説明を受け、その母が申立人の国民年金保険料を分割して遡って納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入時期等に関する記憶が明確でなく、また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、納付した保険料額及び納付時期等の記憶が明確でなく、申立人は納付に関与していないため国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録では、平成元年 6 月まで遡って保険料を納付した記録となっていることから、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年12月まで

私は、納付した時期をはっきり覚えていないが、特例納付制度のことを義姉から聞き、夫の未納期間（昭和42年2月から50年12月まで）と合わせて5万円から9万円程度を特例納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その夫の未納期間と合わせて5万円から9万円程度を特例納付したとしているが、申立人は、特例納付した時期をはっきり覚えていないとしており、特例納付の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年4月頃に払い出されたと推認されることから、申立人が申述する特例納付は、当該手帳記号番号が払い出された時期に実施されていた第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）によるものと推認できるが、第3回特例納付の1か月当たりの保険料は4,000円であるところ、申立人の申立期間（43月）と夫の未納期間（107月）を合わせると夫婦で60万円であり、申立人の申述する特例納付金額と相違する。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫が国民年金に加入したと推認される昭和53年4月頃に、51年1月から52年3月までの保険料を53年4月21日に過年度納付（2万100円）しており、

これに納付済みとなっている 52 年度分の保険料（2 万 6,400 円）を加えると、夫婦で 9 万 3,000 円であることから、申立人は、このことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、娘が生まれた昭和 49 年頃に B 市で特例納付したと思うと申述しているところ、当該時期は第 2 回特例納付（49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）が実施されていたが、当委員会において、第 2 回特例納付が実施された 49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）の閲覧（B 市に係るもの）及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年5月までの期間、57年2月及び63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から56年5月まで
② 昭和57年2月
③ 昭和63年8月

申立期間①、②及び③について、これらはそれぞれ会社を退社した直後の期間であり、私は、会社を退社した際は、国民年金に切り替える手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間①、②及び③を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、これらの期間はそれぞれ会社を退社した直後の期間であり、会社を退社した際は、国民年金に切り替える手続をして国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、退社の際に受け取る書類を持参して、A社会保険事務所（当時）で手続をしたと申述する以外の記憶が明確でなく、保険料納付に関する状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は、いずれも厚生年金保険の加入期間の

間の期間であるところ、オンライン記録によると、これらの申立期間はいずれも、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期に相当する平成7年1月6日に、統合に伴って未納とされており、それ以前は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年3月まで

私は、昭和58年から1年間、会社勤務をしたものの59年3月に退職した。申立期間については、私は無職で両親と同居していたため、当時公務員であった父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたと記憶している。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきたとしているが、その父は、既に他界しており証言を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号が付番されており、オンライン記録では申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いところ、当委員会において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性についてオンラインの氏名検索等を行ったところ、氏名、生年月日、本籍（A市B地）が申立人のそれと一致している国民年金手帳記号番号（*）の存在が判明し、この記録は、申立人のものであると推認できる。しかしながら、この判明した国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年2月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、これ以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

さらに、その父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年6月まで
20歳になった昭和45年頃、私は学生だったが、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年頃に、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、45年6月から51年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月から同年6月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から22年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月から22年6月まで

私は会社退職後の平成4年頃、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったが、当時母子家庭で保険料を納付できないことを相談したところ、職員から免除申請を勧められたので、その時に手続きを済ませた。その後はずっと免除期間になっていると思っていたので、申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成4年頃、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際に、母子家庭で保険料が納付できないことを相談したところ、同市役所職員から免除申請を勧められたので免除申請手続きを行い、その後は継続して免除期間になっていると思っていたと申し立てているが、申立人は、国民年金への切替手続き及び免除申請手続きに関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立期間は212か月と長期間であり、このように長期間にわたり、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月までの期間及び 59 年 9 月から 62 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 59 年 9 月から 62 年 2 月まで

申立期間①については、会社退職後の昭和 55 年 3 月頃、私の父が A 市役所で国民年金の加入手続を行い同市役所で保険料を納付してくれた。

申立期間②については、元夫が国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社退職後の昭和 55 年 3 月頃に、その父が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 7 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人はその元夫が国民年金保険料を納付してくれたとしているが、その元夫からは事情を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明である。

また、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（平成 7

年4月頃)からすると、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

- 3 オンライン記録によると、申立期間①及び②は平成7年4月25日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 5 日まで
② 昭和 51 年 2 月 1 日から 54 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 54 年 8 月 25 日から 57 年 3 月 10 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 30 日まで
⑤ 平成 7 年 8 月 13 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社又はB株式会社でC機関認定のD製品を全国に普及する営業をしていた。

申立期間②については、E株式会社でF建設の下準備としてG業務等に携わった。

申立期間③については、株式会社HでI業務及びJ業務をしていた。

申立期間④については、K株式会社でL業務をしていた。

申立期間⑤については、O株式会社で主にP業務をしていた。

申立期間①から⑤までいずれも正社員として勤務しており、会社からもらった健康保険証を使った記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、Q区又はR区にあるA株式会社又はB株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録により、申立期間は国民年金に加入し、当該期間の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、代表取締役が申立人の記憶していた社長の氏名と一致し、事業所所在地が申立人の記憶とおおむね一致する「A株式会社」が確認できるが、オンライン記録によれば、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないとともに、ほかに「A」という名称の事業所は4か所確認できるものの、設立年月日又は事業所所在地が異なることから、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないと推認でき、申立人の申立期間①に係る勤務実態について、

確認することができない。

さらに、連絡先が判明した役員は、「自分は取締役である友人に頼まれてA株式会社の監査役となったが、事業所が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人はE株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立人が同社に勤務していたとする昭和 51 年 2 月から、申立人は国民年金に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間は、E株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間である上、事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、E株式会社の後継企業であるS株式会社（昭和 51 年 4 月新規適用）の事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人はT地で勤務していたとしているが、国民年金被保険者台帳記載の住所により、申立期間中の昭和 52 年 8 月にU地V市に住所を変更していることが確認できる。

このほか、当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない上、E株式会社に係る事業所別被保険者名簿により連絡先が確認できた同僚二人は、申立人の記憶は無いとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は株式会社Hに勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、同僚の一人は、「昭和 55 年頃、有限会社から株式会社になった時、1か月の臨時ボーナスが支給された。」と供述しているところ、申立人は臨時ボーナスのことは知らないとしている上、当該同僚は「申立人は、事業所が厚生年金保険に加入した同年5月には勤務していなかったと思う。なぜなら自分は同年同月以降に結婚し、職場の全員を結婚式に招待したが、申立人はいなかった。たぶん事業所が厚生年金保険に加入する前に辞めていたと思う。」と供述している。

また、昭和 55 年 8 月から勤務したとする同僚は、申立人の記憶は無いとしている上、申立人はW町(現在は、U地V市)から通勤していたと供述しているが、国民年金被保険者台帳記載の申立人の住所は、同年同月にW町からX市となっていることなどから、申立人が実際に株式会社Hに勤務したのは、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前であることがうかがえることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人及び申立人が記憶していた同僚一人についての氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

4 申立期間④について、同僚の供述等から、期間は特定できないものの、申立人はK株式会社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は平成 18 年*月に死亡しており、連絡先が確認できた役員に照会したところ、「事業部が違うので申立人を知らない。また当時の資料も無く、申立人の申立期間当時の保険料控除等の状況は分からない。」と供述している上、Y責任者である申立人の上司も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間に係るK株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人及び申立人が記憶していた同僚一人についての氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

5 申立期間⑤について、事業主及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人はO株式会社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、事業主は、「平成 19 年 8 月 30 日に会社整理のため、書類及びタイムカードを全て焼却処分したので、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に係るオンライン記録と雇用保険の被保険者記録は一致している上、申立人とほぼ同時期に入社した同僚 3 人も、オンライン記録と雇用保険の被保険者記録は一致している。

6 申立期間①から⑤までについて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無い上、全ての申立期間に係る雇用保険被保険者記録も無い。

7 このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年12月30日まで
日本年金機構の記録によると、平成5年1月29日付けの訂正処理で、4年3月1日から同年12月30日までの標準報酬月額が、遡って53万円から8万円に引き下げられている。おかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成4年12月30日の後の5年1月29日付けで、4年3月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時は、バブルが崩壊し、急激に経営が悪化していた時期だった。借金が約40億円にもなり、平成5年1月に会社は倒産した。資金繰りは厳しく、給料の支払も滞り、税金も滞納していたと思う。」と具体的に供述しているところ、複数の同僚は「経営不振で、給料の遅配や不払いがあった。」と供述している上、そのうちの一人は「借金は多額だったと記憶している。税金等の滞納があっても不思議はない。」と供述している。

さらに、申立人は、「社会保険については、経理責任者であった妻に任せていた。保険料を滞納していたかどうかは記憶に無いが、訂正処理の手続は妻が行ったと思う。」と供述しているが、同社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額訂正処理について関与していなかったとは考え難い上、当該処理について、社会保険事務所（当時）が、事業主であ

った申立人の同意を得ずに又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年3月31日まで
② 昭和27年6月1日から28年5月31日まで

私は、中学を卒業し、A市のBの停車場「C」の向かいに店があったD店に定時制の高校に通いながら勤務した。後に、同市E区F町（当時）に移り、G店になったと聞いた。当時の店主は、H氏で、私の記録は1年ほどの期間ではあるが残されているのではないかと思っている（H氏が隠居後、同僚で娘婿のI氏が店主を継いだ。）。

また、昭和27年頃、J地にあった米軍K基地LでM担当として働いた。この記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人は期間の特定はできないものの、N店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の店主の娘婿となり当該事業所を継いだ申立人の同僚の厚生年金保険資格取得日は昭和34年2月1日であり、当該事業所の新規適用日も同日と記録されている。

また、現在の店主は、「N店時代の資料は残されていないため、不明。」と供述していることから、申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、「申立人と一緒にN店に勤務していた。」と供述した別の同僚には、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

2 申立期間②については、同僚の供述により、申立人は期間の特定はできないものの、M担当として米軍K基地Lに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人を含むM担当を管理していた事業所は不明であり、当該基地に関連すると思われる複数の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は無く、申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた、当時、定時制高校の同級生に申立期間、厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

さらに、O機関は、「P地一帯の米軍関係資料を調べたが、申立人の記録は無かった。」と回答した。

3 このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月4日から31年6月1日まで
国（厚生労働省）の記録ではA株式会社B工場（現在は、C株式会社D工場）に勤務していた際の厚生年金保険の加入記録が脱退手当金支給済となっているが、私自身そのようなお金を受け取っていないし、手続きもしていない。納得がいかないなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の押印があるとともに備考欄に69条と根拠条文が記載されているほか、オンライン記録に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA株式会社B工場で厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和31年6月1日の前後2年間に、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある同僚32人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち27人が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所の事業主及び当時の複数の同僚から、事業所が退職時に脱退手当金の説明を行ったとの供述もあることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から29年10月1日まで
昭和24年12月頃から29年9月頃まで株式会社AのB支店に在籍し、C米軍基地にあった同社D所及びE区F町の同社G所等に勤務したが、年金記録を確認したところ、当該期間における厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年12月頃から29年9月頃まで株式会社AのB支店に在籍していたと主張しているところ、申立人から提出された同支店における身分証明書、辞令及び申立人と同時期に同支店に勤務していたとする同僚二人の供述等により、申立人が申立期間において、同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、「自分は正社員ではなく、Hの準社員であり、退職するまで雇用形態が変わることは無かった。」と供述しており、上記同僚二人のうち、一人は、「自分が同支店に勤務していた昭和29年頃まで、申立人の雇用形態は臨時雇用だった。」と供述しているほか、一人は、「Hは、I現場の事情により、社会保険加入の取扱いが異なっていた。」と供述している。

また、株式会社AのB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、上記名簿において、申立人が当時、正社員だったとする同僚3人については氏名が確認できるものの、申立人と同様に現場雇だったとする同僚4人については氏名が確認できない。

加えて、事業主は、申立期間当時の社会保険に関する取扱いについては、

資料が無く、不明としている。

また、申立人が申立期間において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 5 日から 37 年 12 月 26 日まで
オンライン記録では、申立期間が脱退手当金を受給している記録になっているが、私は、申立期間が厚生年金保険の被保険者であることも、脱退手当金の制度があることも知らなかった。私は、申立期間は脱退手当金を受領していないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 38 年 3 月 6 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所になった昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 9 日までの期間に、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がある女性は 106 人であり、そのうち、同社の被保険者資格喪失時点で脱退手当金の受給資格のある者は 81 人であるところ、この 81 人のうち、53 人が脱退手当金の支給記録があり、この 53 人のうち、49 人は同社の被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給記録があり、連絡が取れる元同僚 14 人に照会したところ、12 人から回答があり、そのうちの 7 人は、「脱退手当金は受領した記憶がある。脱退手当金の請求手続は会社で行ってくれた。」と、上記の事業主による代理請求を裏付ける回答をしている。

加えて、申立期間当時に、経理等の事務職であった元同僚 3 人に照会し

たところ、3人全員が、「会社は退職する女性に脱退手当金の説明をしていた。厚生年金保険を脱退する希望者の委任を受けて会社は代理請求をしていた。」と証言をしている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から54年10月1日まで
② 昭和57年10月1日から58年10月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、両申立期間に係る標準報酬月額が、当該期間の源泉徴収票や給与明細書の年収から計算した月額と異なっている。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した昭和53年分及び54年分給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

また、事業主から提出された申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で確認できる申立人の昭和53年10月からの標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に対応した厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が提出した昭和57年分及び58年分給与所得の源泉徴収

票から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

さらに、事業主から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員標準給与決定通知書で確認できる申立人の昭和 57 年 10 月からの標準給与月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

3 両申立期間について、B 基金から提出された申立人に係る厚生年金基金の加入員記録における標準給与月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致している上、株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿においても、当該標準報酬月額は同様にオンライン記録と一致していることが確認できる。

4 このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 16 日から 48 年 11 月 1 日まで
A 有限会社に昭和 44 年 5 月に入社し、48 年 10 月まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、46 年 1 月 16 日に資格を喪失しているのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 有限会社の退職日を明確に記憶していないが、妻が昭和 48 年*月に第 1 子を出産し、その 1、2 か月後くらいまでは同社で勤務しており、その後、退職した。」としている。

この点について、申立期間当時、A 有限会社で勤務していた同僚が、「当時、申立人が勤務していたことは記憶している。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人は昭和 46 年 2 月 15 日に A 有限会社を離職していることが確認できる上、同社は商業登記簿によれば 57 年 3 月に解散しており、事業主も他界し、事業主の妻も「当時のことは記憶に無い。」と供述していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除及び納付の状況について確認することができない。

また、当時の同僚が「申立期間当時、A 有限会社は資金繰りが厳しい状況にあったことから、社会保険料を払っていなかった可能性がある。」、「自身が記憶する勤務期間より厚生年金保険の加入期間が短くなっている。」と供述していることから、同社の厚生年金保険の得喪についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。